四十九～五十八　［略］	四十九～五十八　［略］
五十九　第七条の三第二項第三十四号の常用の圧力が高い蓄圧器、液化水素昇圧ポンプに接続される送ガス蒸発器又は圧縮機から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するための措置	五十九　常用の圧力が高い蓄圧器、液化水素昇圧ポンプに接続される送ガス蒸発器又は圧縮機から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するために配管に講じた措置の状況を目視により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
六十～六十三　［略］	六十～六十三　［略］
7～9　［略］	

別表第四（第三十七第二項第四号関係）

検査項目	保安検査の方法
1～2の3　［略］	［略］
3　製造設備が圧縮水素スタンドである製造施設の場合	
一　第七条の三第一項第十四号の常用の圧力が高い液化水素昇圧ポンプに接続される送ガス蒸発器から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するための措置	一　常用の圧力が高い液化水素昇圧ポンプに接続される送ガス蒸発器から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するために配管に講じた措置の状況を目視により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
二　第七条の三第一項第十六号の同号ロの設備と圧縮ガスを容器に充填する場所等との間の障壁	二　液化水素昇圧ポンプ及び液化水素昇圧ポンプに接続される送ガス蒸発器と十メガパスカル以上の圧力を有する圧縮ガスを充填する場所又は当該ガスの充填容器の容器置場との間に設置された障壁の設置状況を目視及び図面により検査する。
三　第七条の三第一項第十八号の液化水素昇圧ポンプに講じた爆発、漏えい、損傷等を防止するための措置（第七条の三第二項第一号で準用するものを含む。）	三　液化水素昇圧ポンプに講じた爆発、漏えい、損傷等を防止するための措置の状況を目視によるほか、図面又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
四　第七条の三第二項第三十号の液化水素昇圧ポンプ及び送ガス蒸発器とディスペンサーとの間の障壁等	四　液化水素昇圧ポンプ及び送ガス蒸発器とディスペンサーとの間に設置された障壁の設置状況を目視及び図面により検査する。

四十九～五十八　［略］	四十九～五十八　［略］
五十九　第七条の三第二項第三十四号の常用の圧力が高い蓄圧器又は圧縮機から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するための措置	五十九　常用の圧力が高い蓄圧器又は圧縮機から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するために配管に講じた措置の状況を目視により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
六十～六十三　［略］	六十～六十三　［略］
7～9　［略］	

別表第四（第三十七第二項第四号関係）

検査項目	保安検査の方法
1～2の3　［略］	［略］
3　削除	
［新設］	［新設］
［新設］	［新設］
［新設］	［新設］
［新設］	［新設］